

千葉市雇用対策協定事業計画の概要

千葉市と千葉労働局は「雇用対策協定」を締結し、全ての人が性別や年齢、身体状況等の違いに関わりなく尊重され、一人ひとりが個性と能力を発揮できる「働きやすい都市」の実現を目指します。

I 働きやすい都市の実現を目指して

働きやすい都市（働きやすい職場環境）を実現するため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、女性の活躍、非正規労働者の正社員転換・待遇改善を促進する。また、安心して働くことができるよう総合的なハラスメント対策の取組みを実施する。

- 1 働き方改革の着実な実行
- 2 子育て中の労働者を支える保育人材の確保

II 一人ひとりの個性と能力発揮を目指して

性別や年齢、身体状況等の違いに関わりなく尊重され、個性と能力を発揮できる「働きやすい都市（働きやすい職場環境等）」を実現するため、障害者、女性、若年者、高齢者、外国人に対する就労支援等の取組みを実施する。

- 1 障害者に対する就労支援
- 2 女性に対する就労支援
- 3 若年者に対する就労支援
- 4 高齢者に対する就労支援
- 5 外国人材受け入れの環境整備等

III 市と労働局・ハローワークの一体的な事業実施

市が実施する就労・生活相談及び生活困窮者や生活保護受給者等の自立促進にかかる施策と、労働局・ハローワークが実施する職業紹介等の就職支援を一体的に事業実施することにより、地域住民の利便性の向上、支援対象者の就職促進、福祉の向上を図る。

- 1 就労・生活相談と職業紹介等就職支援の一体的な実施
- 2 生活困窮者等に対する一体的支援の実施
- 3 誘致・立地企業及び雇用吸収力の高い業種の人材確保に向けた支援

IV 事業推進体制の構築

- 1 会議体の構成、協議等
- 2 情報の共有
- 3 事業の周知広報に係る相互協力